

【参考資料】

平成29年4月11日 選挙区調査特別委員会配付資料

資料 1

見直し案比較

		現行条例	新政みえ案	自民党案①	自民党案②	鷹山案①	鷹山案②	草の根運動いが案
一票の格差の是正		-	無	有	無	有	有	-
一人区の解消		-	有	-	有	有	有	有
逆転現象区		-	有	無	有	無	無	無
南部地域の特性の反映		-	有	-	有	-	-	-
総定数		45	48	44	51	45		45
選挙区数 (うち一人区)		16 (5)	15 (1)	16 (5)	17 (2)	12 (1)	13 (1)	13 (1)
一票の格差		1.66	2.21	1.53	2.93	1.44		1.66
見直し概要		/	尾鷲市・北牟婁郡と熊野市・南牟婁郡を合区し、定数3		尾鷲市・北牟婁郡1増(定数2) 熊野市・南牟婁郡1増(定数2)	尾鷲市・北牟婁郡と熊野市・南牟婁郡を合区し、定数2		尾鷲市・北牟婁郡と熊野市・南牟婁郡を合区し、定数2
			多気郡1増(定数2) 度会郡1増(定数2)		伊勢市1増(定数4) 多気郡1増(定数2) 度会郡1増(定数2)	伊勢市と度会郡を合区し、定数4 松阪市と多気郡を合区し、定数5	多気郡と度会郡を合区し、定数2	伊勢市と度会郡を合区し、定数4 松阪市と多気郡を合区し、定数5
					鳥羽市・志摩市の合区を解消し、鳥羽市定数1、志摩市定数2			
						四日市市と三重郡を合区し、定数9		
					伊賀市1減(定数2)		鈴鹿市1増(定数5) 伊賀市1減(定数2)	
公職選挙法 第15条第8項 ただし書き適用	(減) 四日市市 鈴鹿市	津市、四日市市、 鈴鹿市	鈴鹿市	津市、四日市市(2)、 松阪市、鈴鹿市	なし		四日市市 鈴鹿市	
	(増) 伊賀市 三重郡	尾鷲市・北牟婁郡・熊野市・南牟婁郡、多気郡、度会郡	桑名市・桑名郡	尾鷲市・北牟婁郡、志摩市、熊野市・南牟婁郡、多気郡、度会郡	なし		伊賀市 三重郡	
逆転現象区	なし	①亀山市⇔ 多気郡、度会郡 ②名張市⇔ 尾鷲市・北牟婁郡・熊野市・南牟婁郡	なし	①亀山市⇔ 多気郡、度会郡、 熊野市・南牟婁郡、 尾鷲市・北牟婁郡	なし		なし	

※鷹山案①②は<平成35年4月>を記載